

羽島市社会福祉協議会福祉関係当事者団体助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人羽島市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、羽島市に活動拠点のある障害者等の福祉関係当事者団体（以下、「当事者団体」という。）が実施する事業に対して、助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる当事者団体は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 羽島市内に活動拠点があり、法人格のないこと（ただし、同一団体で複数の下位組織がある場合は、それを統括する最上位の団体に限る）
- (2) 申請時に会員数が10人以上であること
- (3) 申請時に団体の活動実績が1年以上あること

(助成金額)

第3条 助成金の総額は本会の予算の範囲とする。

- 2 1 団体当たりの助成金の上限額は、第4条第2項に定める助成対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、その上限額は10万円とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、第2条に掲げる助成対象団体がその会員を主な対象として羽島市内で実施する事業で、助成金の交付決定の翌年度（4月1日から3月31日）に実施されるものとする。

- 2 助成の対象となる経費は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 会場使用料（催し物等の開催のために使用する会場の使用料など）
 - (2) 講師等謝礼（講師や指導者などに対する謝礼で、交通費を含み1人3万円を限度とし、会員に対する謝礼は対象外とする）
 - (3) 通信運搬費（参加者等へ案内状を送付するためのハガキ、切手代など）
 - (4) 交流事業費（会員相互の交流を図る催しにかかる費用で、参加者1人あたり500円を限度とする）
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については助成の対象としないものとする。
 - (1) 営利を目的とした事業
 - (2) 申請団体の主体的な計画のもとに実施されていない事業
 - (3) 県及び市町村からの補助金、共同募金の配分金を受けて実施する事業
 - (4) 団体の役員等のみを対象とした研修会、定例会などの事業
 - (5) その他助成することが適当でないと認められる事業

(申請書の提出)

第5条 助成を受けようとする当事者団体は、助成金交付申請書（別記様式第1号）を、
本会会長（以下、「会長」という。）が指定する期日までに提出しなければならない。

2 助成申請は、1団体につき各年度1事業とする。

(助成の決定)

第6条 助成の決定については、会長が申請内容を審査し、助成先及び助成額を決定し、
決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(追加資料の提出)

第7条 会長が審査のために必要と判断したときは、申請者に追加資料の提出を求めるこ
とができるものとする。

(請求及び実績報告)

第8条 この事業の助成を受けた団体は、助成金交付請求書（別記様式第3号）、実績報告
書（別記様式第4号）を会長が指定する期日までに提出しなければならない。

(助成金の減額・返還)

第9条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の減額または返還を求めるこ
とができるものとする。

- (1) 本要綱に定める助成を受けた団体等が、同一の事業に対して複数の助成を受けるこ
とが決定した場合
- (2) 決算額（第4条第3項の対象外経費を除く）が、助成額を下回る場合
- (3) その他助成金の減額または返還を求める明らかな理由があると会長が判断した場合

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日一部改正議決）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。